いじめ防止基本方針

～生徒が安心して学ぶことができる環境を～

千葉県立木更津高等学校

（令和３年５月改訂）

目 次

１ いじめ防止基本方針の策定　１

２ 基本理念　１

(1) いじめの定義

(2) いじめ防止に関する基本的な考え方

３ 校内防止対策組織　１

(1) 全構成員

(2) 日常業務における協議

(3) いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

(4) 重大事態の場合

４ 未然防止の取組　２

(1) 道徳教育・人権教育の推進

(2) 職員研修会の実施

５ 早期発見の取組　３

(1) いじめの状況把握

(2) 保護者との連携

(3) 相談・通報窓口

６ いじめを認知した場合の対応　３

(1) 報告連絡，対応協議及び事実確認

(2) 被害生徒及び保護者への対応

(3) 加害生徒及び保護者への対応

(4) いじめが発生した集団への対応

７　重大事態への対処　５

８　公表・点検・評価等　５

９　主な相談機関の案内　６

１　いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は，いじめ防止対策推進法（以下，「法」という。）に基づき，千葉県立木更津高等学校におけるいじめの未然防止，いじめの早期発見・早期対応及びいじめへの対処についての基本的な考え方や具体的な対応及びそれらを実施するための体制について定める。

なお，策定に当たっては，教職員・生徒等から幅広く意見を聴取し，また全教職員の共通理解を図ることとする。

２　基本理念

法を踏まえ，本基本方針では，いじめの定義（法第２条）及びいじめ防止に関する基本的な考え方を次のとおりとする。

（１）いじめの定義

「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめ防止に関する基本的な考え方

ア　いじめが全ての生徒に関係する問題であることに鑑み，生徒が安心して学習及びその他の活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにする。

イ　全ての生徒がいじめを行わず，また，他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめが生徒の心身に及ぼす影響など，いじめ問題に関する理解を深める。

ウ　いじめを受けた生徒及びいじめを受けた生徒を助けようとした生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，県教育委員会，学校，家庭，地域住民その他の関係者の緊密な連携の下，いじめの問題を克服する。

エ　いじめ加害者への指導は，特別指導以外にその背景を考慮し，道徳教育・教育相談的な指導を行い，いじめの再発防止に努める。

オ　いじめ問題への対応に当たっては，正確な説明を丁寧に行うことを特に配慮する。

３　校内いじめ防止対策組織

本校におけるいじめ防止等の対策のための組織として，「いじめ防止対策委員会」を設置し，組織の構成を次のとおりとする。

（１）全構成員

校長，教頭，生徒指導主事，教育相談係，年次主任，養護教諭

必要に応じて，生徒会の代表，警察，学校医等とする。

（２）日常的業務における協議

教頭，生徒指導主事，教育相談係，年次主任，養護教諭

（３）いじめの疑いに係る事案発生時の緊急会議等

教頭，生徒指導主事，教育相談係，年次主任，養護教諭

生徒指導部担当職員，教育相談係担当職員，関係クラス担任・部活動顧問等

（４）重大事態の場合

県教育委員会と連携して，必要とされる専門スタッフを要請する。

４　未然防止の取組

ホームルームや全校・年次集会などをとおして，多くの機会にいじめの問題に触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。また基本方針の説明をＰＴＡ総会で行い，保護者へも周知する。

（１）道徳教育・人権教育の推進

ア　道徳教育・人権教育の推進を図り，「自己を大切にし，他人を思いやる心」・「互いの人格を尊重しあえる態度」の育成に努める。

イ　「いのちを大切にするキャンペーン」・「いじめゼロ宣言」などで，生徒の「いじめ撲滅」の自発的活動や取組を支援し，『話す勇気』・『止める勇気』の醸成を図る。

ウ　インターネットや携帯電話を利用したネットいじめへの対応として，情報モラルやサイバー犯罪等に係る講座を，学習支援活動等を活用して設ける。

エ　ネットパトロール実施についての注意喚起を行う。

オ　いじめに限らず，暴力・暴言などを学校内外から排除する指導を展開する。

（２）職員研修会の実施

ア　生徒指導の機能を重視した授業の展開方法や教育相談的手法による生徒への指導方法などに係る生徒指導研修会を年２回（前期・後期の各学期に１回）実施する。その際に，過度の競争意識，勝利至上主義等が，生徒のストレスを高め，いじめを誘発することについて理解を深める。

イ　教職員の不適切な認識・言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることがないよう，体罰禁止を含めた不祥事防止研修会を実施する。

ウ　いじめに関する学校としての注意義務の確認について

・一般的な学校注意義務
・いじめの本質を理解する義務
・生徒の動静把握義務
・いじめの全容解明努力義務
・いじめの防止措置義務
・保護者に対する報告・協議義務

５　早期発見の取組

いじめはどの学校でも，どの生徒にも起こりうるという認識のもと，保護者等と連携しながら，生徒の示す小さな変化や危険信号を見逃さず，いじめの早期発見に努める。

（１）いじめの状況把握

ア　前期・後期各１回の年２回アンケート調査を実施する。質問項目には，インターネットを通じたいじめに関するものを含める。実施時期は，前期は6月・後期は11月とする。この調査では，生徒の気持ちに寄り添い，生徒の抱える小さな不安を見逃さないよう留意する。

イ　保護者面談週間を活用し，保護者といじめに関する情報交換を行い，いじめの状況把握に努める。

ウ　校内の巡回等をとおして，注意深く生徒の観察を行う。

（２）保護者との連携

ア　年次だよりや文書を通じて，いじめ発見のヒントとなる子どもの変化等について保護者に周知する。

イ　変化に気づいた場合は速やかに学校に相談するよう依頼する。

（３）相談・通報窓口（学校以外の相談機関は別途掲載）

ア　いじめに関する相談・通報窓口は教頭とし，年次だよりやホームページ等によって窓口の周知徹底を図る。

イ　いじめを受けている，もしくはいじめと思われる現場を目撃したという場合は，どんな些細なことであっても遠慮せず相談するよう，ホームルームや年次だより等を通じて生徒に周知する。

ウ　また，学校で相談しづらいという場合のために，外部の相談機関を紹介する。

６　いじめを認知した場合の対応

いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合は，被害者の生命・身体の保護及び人権尊重を第一に考えながら，次のような対応を行う。

（１）報告連絡，対応協議及び事実確認

ア　いじめもしくはいじめが疑われる行為を発見した職員は，ただちに教頭に報告する。その際，明らかにいじめだと思われる行為の場合は，速やかにその行為をやめさせる。

イ　教頭は，校長への報告後，速やかに「いじめ防止対策委員会」の緊急会議を招集し，その時点で判明している事実関係に基づき今後の対応方針について協議する。

ウ　協議結果に基づき，速やかに関係生徒（被害生徒，加害生徒，目撃生徒等）からの聞き取り調査により，事実確認を行う。その際，次の点に留意する。

・聞き取り調査は常に複数の職員で行う。その際，生徒の精神的・肉体的疲労に常に気を配り，長時間にならない，途中休憩を取るなど工夫する。

・被害生徒の味方に立ち，常に生徒を支える立場で接する。

・加害生徒は「いじめた」と思っていなかったり，認めようとしない場合が多いので，威圧的にならずに本人の言い分を受容的に聞く。

・加害生徒だけではなく，いじめを見ていた生徒からも詳しく事情を確認し，実態をできるだけ正確に把握する。
・内容に矛盾がないか慎重に検討し，事実関係を明らかにする。
・情報源の生徒に迷惑が及ばないように配慮する。
・記録は手書き及び電子データでまとめ，保管する。

エ　教頭は,必要に応じて県教育委員会や警察等関係機関に対して報告・相談を行う。

（２）被害生徒及び保護者への対応

ア 生徒への対応
・生徒を必ず守り通すという姿勢を明確に示し，安心させるとともに，担任や養護教諭等が必ず相談相手になるということを理解させる。
・生徒が安心して教育を受けられる環境を確保するとともに，養護教諭等を中心として生徒に寄り添い支える職員体制を構築する。

イ　保護者への対応
・いじめの訴えはもちろんのこと，どんな些細な相談でも真剣に受け止め，誠意ある対応に心がける。
・いじめについて，学校で把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
・学校として，生徒を守り通すことを十分に伝える。
・家庭においても生徒の様子に注意してもらい，生徒のどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

（３）加害生徒及び保護者への対応

ア　生徒への対応
・いじめた生徒が，どんなことがいじめであるか分かっていない場合が考えられるので，具体的な事例をとおして，いじめの実態について理解させる。
・いじめられた生徒の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ，いじめが人間として絶対に許されない行為であることを分からせる。
・被害生徒を守るという観点から，必要に応じて自宅待機等の措置を講ずる。
・いじめた生徒が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該生徒の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。
・被害者，通報者への接触は，必ず教員を介して行うこととする。
・いじめに係る特別指導について，校則や前例を加害生徒及び保護者に周知する。

イ　保護者への対応
・いじめの事実を正確に伝え，いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示す。
・被害生徒を守るという観点から，必要に応じて自宅待機等の措置が必要であることを説明する。
・家庭において，生徒が抱えている問題点が何であるかをきちんと見極め，親子で向き合って話し合い，理解し合うよう指導・助言・支援する。

（４）いじめが発生した集団への対応

ア　いじめを見ていたり，同調していた生徒に対しても，自分の問題としてとらえさせる。

イ　同調したり，はやし立てたりしていた「観衆」や，見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対して，そうした行為がいじめを受けている生徒にとって，いじめによる苦痛だけではなく，孤独感や孤立感を強める存在であることを理解させる。

ウ　「観衆」や「傍観者」の生徒には，いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから，全職員が「いじめは絶対に許さない」ということを生徒に徹底して伝える。

７　重大事態への対処

重大事態は，法第２８条に基づいて，

一　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

と定義し，この場合，次のように対応することとする。

（１）発生事案について，いじめ防止対策委員会（緊急会議）において重大事案と判断した場合は，校長へ報告の後，速やかに県教育委員会（学校安全保健課・学校危機管理担当）に報告する。

（２）生徒の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるときは，速やかに警察へ通報する。

（３）県教育委員会の指導・支援を受けながら，必要に応じて専門的知識及び経験を有する外部の専門家を要請し，組織的にいじめ状況について調査するとともに，全教職員が総力を挙げて被害生徒の安全確保に努める。

８　公表･点検･評価等

（１）本基本方針は，本校ホームページに掲載するなど，広く公開し，本校のいじめ防止対策に係る姿勢について周知を図るとともに，いじめ防止に向けて保護者や地域関係者等の協力を得るよう努める。

（２）定期的に開催するいじめ防止対策委員会において，いじめに関するアンケート調査やいじめの発生状況等の検証や分析を行う。

（３）現在実施している学校評価において，いじめに関する項目を加え，いじめ防止に関する取組状況等についての評価を行う。

（４）以上の検証や分析，評価等を踏まえ，本基本方針は必要に応じて見直し及び修正を行うこととする。

９　主な相談機関の案内

○ 子ども・若者の抱えるあらゆる問題や悩み事に関する相談，相談先の紹介

・ ライトハウス ちば(千葉県子ども・若者総合相談センター)

電話：043-420-8066　　火曜日～日曜日 10時 00 分～17 時 00 分

E-mail lighthouse@abeam.ocn.ne.jp （相談受付専用）

○ 非行・犯罪被害・交友関係に関する相談

・ 千葉県警察少年センター（ヤング・テレホン） 電話：0120-783-497

・ 各警察署生活安全課　電話：各警察署代表電話

○ 子どもの虐待・家庭の問題等児童の福祉に関する相談

・ 子ども・家庭 110 番（中央児童相談所） 電話：043-252-1152

・ 君津児童相談所 電話：0439-55-3100

○ 学校や家庭生活，友だちのこと，心や体についての悩みに関する相談

・ 子どもと親のサポートセンター 電話：0120-415-446

・ 総合教育センター特別支援教育部 電話：043-207-6025

・ 南房総教育相談室 電話：0438-20-3396

・ 安房教育相談室（フレンズ）電話：0470-25-3398

○ 心の健康に関する相談

・ 精神保健福祉センター 電話:043-263-3893,043-268-7830･7474

○ 非行や交友関係についての相談

・ 木更津市まなび支援センター 電話:0438-22-4152

○ 子どもの人権に関する相談

・ 千葉地方法務局人権擁護課（子どもの人権 110 番）電話:0120-007-110

○ 非行についての相談

・ 千葉青少年心理相談室（千葉少年鑑別所内）電話:043-251-4970